今年12月で宥恕期間が終わります!

概要と対応ポイント

法改正を正しく理解し、知識と対応方法を身につける

~ スキャナ保存・電子取引の要件が緩和

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和され ました。2年間の宥恕期間を経て、2024年1月よりスタート となります。本セミナーでは、改正電子帳簿保存法の概要や具 体的な対応について分かりやすく解説いたします。皆様のご参 加をお待ちしております。

2023年8月7日 [] 14:00~16:00

十日町商工会議所2階 多日的ホール

(十日町市駅通り17番地)

受講料

無料(会員・非会員問わず)

30名 (先着順)

※定員になり次第、締め切らせていただきます

主催

十日町商工会議所

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入いただき、FAXにて お申し込みください。

■お問い合わせ

十日町商工会議所(担当:村山) TEL:025-757-5111

叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問 税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後、 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て 昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実



務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体 の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は"誰もが避けて通れない相続" をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

- 1. 電子帳簿保存法の改正の概要
 - ① 電子帳簿保存(区分①)に関する改正内容
 - ② スキャナ保存(区分②)に関する改正内容
 - ③ 電子取引区分(区分③)に関する改正内容
- 2. 電子取引情報の具体的な保存方法
 - ①「真実性」の要件をどう満たすか
 - ②「可視性」の要件をどう満たすか
- 3. 中小企業での取引データの具体的な保存方法
 - ① まず、お客様から依頼があったら
 - ② 紙で受領している場合どうするか
 - ③ 電子取引でデータを受領している場合
- 4. 宥恕期間終了後 (2024年1月1日以降) の 具体的対応
 - ① 改正の背景及びその内容
 - ②「やむを得ない」事情とは
 - ③ 宥恕措置の実務への影響

(2023.8.7) 「電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイント」 受講申込書

◎番号はお間違いの無いようお願いいたします。

FAX:025-752-6044 十日町商工会議所 行

お申し込み期限:2023年7月31日(月) 事業所 TEL (∓ 住 所 FAX 受講者名 ※複数名お申し込み可能